

市内事業所における PFOS 及び PFOA の暫定目標値超過に関する周辺井戸の調査結果について（第 12 報）

- 1 調査日 令和 8 年 5 月 13 日、25 日
- 2 調査地 北茨城市磯原町木皿、磯原町上相田地内の 3 地点
- 3 調査結果（井戸水）
調査地点 3 地点のうち 3 地点において、暫定目標値（令和 8 年 4 月から水質基準）の超過が確認されました。
なお、これまでに 125 地点の調査を実施し、うち 84 地点で暫定目標値の超過が確認されています（本報分を含む）。

表 1 調査結果

調査地点	距離※	PFOA・PFOS (合算値；ng/L)	水質基準
北茨城市磯原町木皿 ④	1,750 m	69	50 ng/L 以下
北茨城市磯原町木皿 ⑤	2,060 m	57	
北茨城市磯原町上相田 ⑦	250 m	400	

※距離欄については、暫定目標値超過確認報告があった事業者からの概ねの距離を記載しています。

・水質基準とは、水道水に含まれる PFOS と PFOA の合計濃度が 1 L あたり 50ng/L 以下、と「水道法」で定められた値です。これは、体重 50kg の人が 1 日 2L の水を一生涯飲んでも健康に悪影響がないとされる、安全側の指標であり、2026 年 4 月に「暫定目標値」は「水質基準」に引き上げられ法的義務化されました。

4 井戸水以外の調査結果

調査地点	PFOA・PFOS (合算値；ng/L)	河川等の公共用水域における指針値
相田川（大北川合流地付近）	450	50 ng/L 以下

※河川等の場合は「水質基準」でなく「指針値」といい、義務ではない目安値となります。

※農業環境中の PFOS、PFOA のコメへの移行、蓄積性については、
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/attach/pdf/index-9.pdf> を
ご覧ください。

問い合わせ先
北茨城市環境産業部生活環境課
電話 0293-43-1111（内線 373～375）